

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、児童扶養手当の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県小野市長

公表日

令和8年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>小野市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）からの児童扶養手当認定請求書等の提出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当を支給する。児童扶養手当証書を作成し通知する。また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を決定する。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、小野市は、児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報に</p>
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 汎用オンライン申請システム 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当支給ファイル (2)口座登録・連携ファイル関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27条） ・番号法第9条第1項 別表の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号 ・別表省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div><選択肢></div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号（利用特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号法第19条第8号に基づく主務省令）（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（17、20、42、80、81、89、90、125、141、155、161）</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの」が含まれる項（81）</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	

—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課 TEL(0794)63-1000(内線624)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認する。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。

・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 犬塚 良子	子育て支援課長 服部 崇子	事後	
平成29年7月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>小野市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）からの児童扶養手当認定請求書等の提出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。</p> <p>また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を決定する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、小野市は、児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>小野市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）からの児童扶養手当認定請求書等の提出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。</p> <p>また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を決定する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、小野市は、児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う</p>	事後	
平成29年7月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）	事後	
平成30年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 服部 崇子	子育て支援課長	事後	
令和1年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>小野市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）からの児童扶養手当認定請求書等の提出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。</p> <p>また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を決定する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、小野市は、児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う。</p>	<p>小野市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）からの児童扶養手当認定請求書等の提出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。</p> <p>また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を決定する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、小野市は、児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
令和1年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	
令和1年6月21日	I . 4. ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87、116の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）に「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（57の項）</p>	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令）</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87の項） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（116の項） （別表第二省令における情報提供の根拠） ：第10条の3、第12条第1号ル第2号リ第4号又第5号第6号リ第8号ル、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ第2号ロ、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第59条の2第1</p>	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	－	全部追加	事後	
令和3年4月23日	I -7 請求先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794) 63-1000(内線529)	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794) 63-1000(内線529)	事後	
令和3年4月23日	I -8 連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課 TEL(0794) 63-1000(内線624)	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課 TEL(0794) 63-1000(内線624)	事後	
令和3年9月22日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	小野市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）からの児童扶養手当認定請求書等の提出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を決定する。 番号法の別表第二に基づいて、小野市は、児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	小野市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）からの児童扶養手当認定請求書等の提出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当を支給する。児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を決定する。 番号法の別表第二に基づいて、小野市は、児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和4年10月24日	I .2.特定個人情報ファイル名	(1)児童扶養手当支給ファイル	(1)児童扶養手当支給ファイル (2)口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和4年10月24日	I .3.法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の37、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	事後	
令和4年12月16日	I -1 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス） 5. 汎用オンライン申請システム	事後	
令和5年3月31日	I -1 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス） 5. 汎用オンライン申請システム	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス） 5. 汎用オンライン申請システム 6. 申請管理システム	事後	
令和6年10月1日	I .3.法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の37、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87の項） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（116の項） （別表第二省令における情報提供の根拠） ：第10条の3、第12条第1号ル第2号リ第4号又第5号第6号リ第8号ル、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第35条第2号、第36条第1号口第2号口、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第59条の2第1号又第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27条） ・番号法第9条第1項 別表の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号 ・別表省令第74条 ・番号法第19条第8号（利用特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号法第19条第8号に基づく主務省令）（令和6年デジタル庁・総務省令第9号） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（17、20、42、80、81、89、90、125、141、155、161） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの」が含まれる項（81）	事後	
令和8年10月27日	I -1 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス） 5. 汎用オンライン申請システム 6. 申請管理システム	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 汎用オンライン申請システム 6. 申請管理システム	事後	